

これからどうする？ 米づくり！ 平成22年産の 作付けに向けて

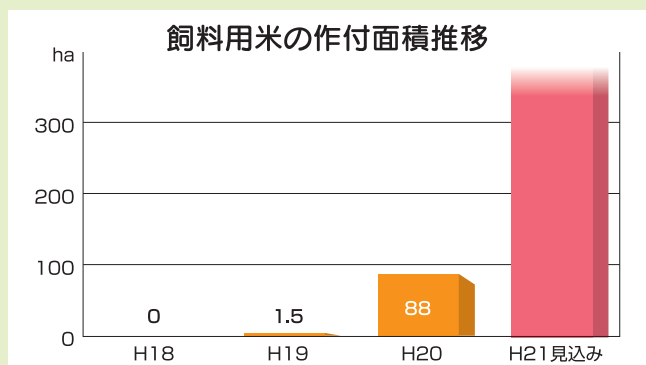
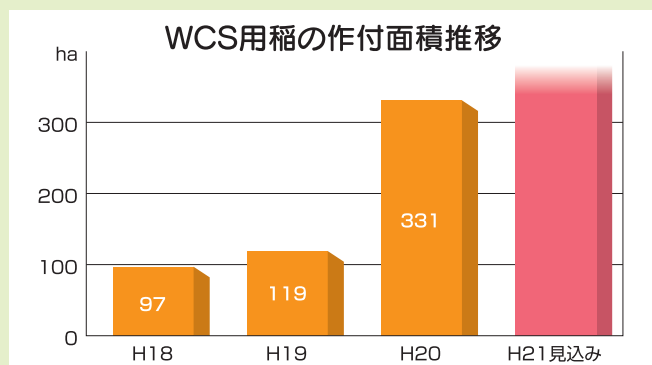


平成20年産から、稲ホールクロップサイレージや米粉・飼料用米などの新規需要米が注目され、さらに、平成21年度には、国の水田等有効活用促進対策事業と合わせて、県・JA等の独自助成の活用が図られた結果、自給力・自給率向上に資する大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の作付面積が拡大しました。

今回は、県内における水田フル活用 of 取組事例を紹介しますので、来年の作付けに向けて、ぜひ、参考にしてください。

県内における新規需要米の作付状況

耕種農家と畜産農家の連携による稲ホールクロップサイレージ(WCS)や飼料用米の取組みが、急増しています。また、今年からは米粉用米の栽培も始まっています。



水田フル活用 of 取組事例

大豆

集落営農による大豆団地化の取組み

CHANGE AND CHANCE ～育てよう大豆！ 育もう人の心～

- ◆市町村・地域 双葉郡大熊町
- ◆21年度取組面積 79ha(20年度 79ha)
- ◆取組主体 集落営農による大豆組合(各地区)
- ◆取組内容

以前は捨て作りが多くありましたが、集落営農説明会と同時に大豆栽培の推進を重ねた結果、『いい大豆をつくれれば、地区が良くなる』との意識が芽生え、現在では、各地区で大豆組合による大豆生産が行われています。各地区において、農用地利用改善団体との連携によって、団地化が図られています。



生育良好な大熊町の大豆団地

- ◆支援制度の活用状況 水田経営所得安定対策。
- ◆低コスト技術等の実施内容 湿田における明きよの実施、団地化
- ◆特徴的な取組み

大熊町では、町単独助成により高品質大豆の安定生産の取組みを支援しています。
 (助成内容) ○種子助成、○播種・中耕・防除・刈り取り助成、○無人ヘリ防除助成、○優良大豆への助成

飼料用米

飼料用米で耕畜連携

◆市町村・地域

J A会津みどり管内
(会津坂下町、柳津町、三島町、昭和村、金山町、会津美里町、湯川村)

◆21年度取組面積 31ha (20年度 5ha)

◆取組主体 J A会津みどり

◆取組内容

飼料用米の栽培には、会津坂下飼料米研究会が県の試験研究機関と連携して早くから取り組んでいました。平成20年からは、J A会津みどり飼料用米研究会を設立して管内一円に対象を広げ、多様な米づくりの一環として飼料用米の生産拡大に取り組んでいます。



鉄コーティング種子による直播の様子
(平成21年5月13日)

◆支援制度の活用状況

水田等有効活用促進交付金、産地確立交付金、需要即応型生産流通体制緊急整備事業など。

◆低コスト技術等の実施内容

水田等有効活用促進交付金に対応した低コスト技術として、専用品種「ふくひびき」の導入、温湯種子消毒による薬剤費の削減、高度施肥管理、直播栽培(一部ほ場)などに取り組んでいます。

◆特徴的な取組み

平成20年産の飼料用米は、「(有)会津地鶏みしまや」が会津地鶏に給与しているほか、一部は全農福島を通じて麓山高原豚への給与など地域での利用を進めています。また、耕畜連携の取組みとして、飼料用米収穫後のわらの利用も進めています。

水田フル活用に向けた飼料用米の推進

◆市町村・地域

J Aそうま管内(南相馬市、相馬市、新地町、飯舘村)

◆21年度取組面積 94ha (20年度 0ha)

◆取組主体 J Aそうま

◆取組内容

J Aそうまでは、水田農業経営の安定と発展のため、生産調整に対する支援策を積極的に活用し、園芸品目の導入・拡大や、集落営農による麦・大豆の団地化、組織的な稲WCS用稲の生産などの取組みを推進しています。

平成21年度は、食料自給率向上に向けた水田フル活用の一環として、調整水田等不作付地に飼料用米の作付け推進を行っています。



カントリーエレベーター(南相馬市)

◆支援制度の活用状況

水田等有効活用促進交付金及び水田活用型自給飼料生産拡大緊急対策事業(県単)。

◆低コスト技術等の実施内容

J Aが所有する5基のカントリーエレベーターの中から3基を飼料用米用に指定し、集中的に乾燥調製作業を行うほか、地域の実情に応じて、団地化、土地利用集積、直播栽培など低コストの取組みを行っています。

◆特徴的な取組み

低コスト技術の実施にあたり、カントリーエレベーターの利用を中心に推進してきました。全量カントリーエレベーターに搬入する事で主食用米と飼料用米の完全な区分とカントリーエレベーターの利用率の向上を図っています。

米粉用米

米粉用米の生産および加工業者との業務提携

◆市町村・地域

JA東西しらかわ管内
(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村)

◆21年度取組面積 8ha (20年度 0ha)

◆取組主体 JA東西しらかわ

◆取組内容

水田フル活用事業の導入により、生産調整の確実な実施と併せて農家所得の確保や管内6市町村の地域活性化を目的に米粉用米の生産に取り組んでいます。また、計画的・継続的に生産販売を行うために、生産製造連携事業を活用し、平成21年5月に米粉加工・販売業者と業務提携を締結しました。

◆支援制度の活用状況

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(米粉加工関連機械導入)、生産製造連携事業、水田等有効活用促進交付金、需要即応型生産流通体制緊急整備事業など。

◆低コスト技術等の実施内容

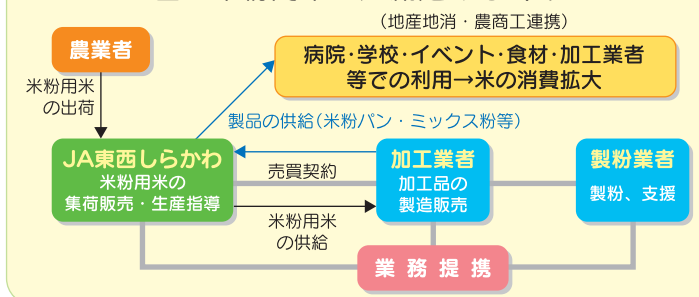
①直播栽培 ②疎植栽培 ③高度施肥管理(葉色診断による施肥管理)など

◆特徴的な取組み

埼玉県の加工・販売業者と業務提携を行っています。

この加工・販売業者では、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により、パン等の米粉加工関連機械の導入を行っています。なお、平成23年度には、米粉用米を40haに作付拡大する予定です。

図：米粉用米生産流通のしくみ



加工用米

顔が見える加工用米生産と地域流通への取組み

◆市町村・地域 猪苗代町

◆取組主体 会津有機米研究会

◆取組内容

生産調整の確実な実施と地域農業者が連携して活力ある水田農業に取り組むことを目指し、特別栽培認証を受けたもち米による加工用米生産を行っています。

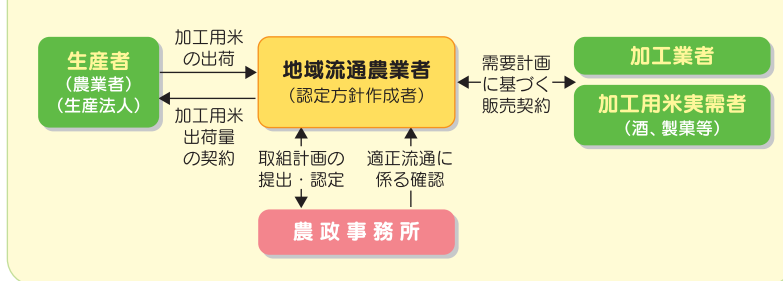
加工用米については、JA等全国出荷団体の取組みもありますが、当研究会では、生産履歴のはっきりしたもち米を実需者に届けるために地域流通農業者の認定を受け、独自に加工業者とのネットワークを作って、猪苗代町のもち米を使った「包装もち」の流通を展開しています。実需者からは、高品質で顔が見える加工用米として高い評価を受けています。

◆特徴的な取組み

常に最新の情報を入手し、それを仲間で共有しながら精力的に生産に取り組むとともに、実需者との連携を深め、確かな信頼関係のもとで加工用米生産活動に取り組んでいます。

加工用米の地域流通農業者として自ら加工業者の開拓も行うとともに、常に一歩先を見据えた生産活動を行っており、次の担い手となる後継者も育ちつつあります。

図：地域流通農業者による加工用米の流通制度



稲発酵粗飼料(稲WCS)

水田を水田として活用する取組みによる 自給飼料の拡大に向けて

◆市町村・地域 郡山市^{いしむしろ}(石筵地区)

◆21年度取組面積 31.6ha(20年度 31.2ha)

◆取組主体 石筵粗飼料機械利用組合

◆取組内容

石筵地区は、標高が高く未整備田も多いため、平坦地に比べ主食用米作付の条件が不利であり、また、地区内の酪農経営者においてはより一層の自給飼料の確保が必要であったことから、平成14年度に、地区内の酪農経営者が稲WCSの取組みを開始しました。

平成15年にはWCS用稲の栽培や収穫調製の作業を受託する「石筵粗飼料機械利用組合」が設立され、同組合において収穫調製作業の効率化を図るため、専用収穫機(フレール型)を導入しました。今年度の地区内のWCS用稲の栽培面積は31.6haまで拡大し、石筵粗飼料機械利用組合は、耕種農家と畜産農家の連携促進、自給飼料生産の基盤強化、生産調整の推進に大きな役割を發揮しています。



石筵粗飼料機械利用組合の皆さんと専用収穫機

◆支援制度の活用状況

平成21年産の拡大面積(0.4ha)は、水田等有効活用促進交付金、飼料稲フル活用緊急対策事業、水田活用型自給飼料生産拡大緊急対策事業(県単)を、既存の作付面積(31.2ha)については、産地確立交付金と耕畜連携水田活用対策を活用しています。また、作付面積全体の需要即応型生産流通体制緊急整備事業の活用を予定しています。

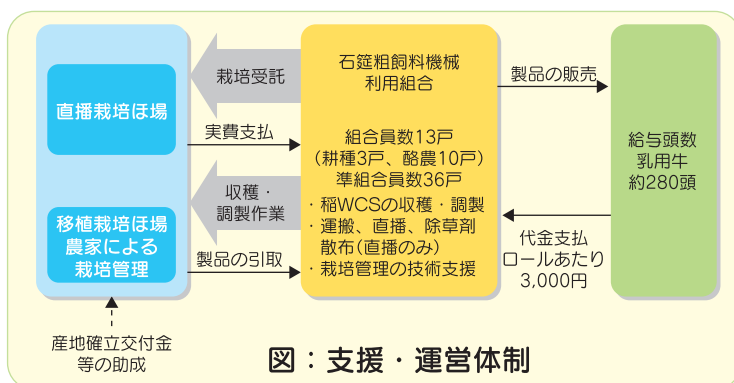
◆低コスト技術等の実施内容

直播栽培では「べこごのみ」を、移植栽培では「チヨニシキ」を中心に栽培し利用しています。

◆特徴的な取組み

高齢化や担い手不足等により耕作が困難になった水田へのWCS用稲作付けにより、耕作放棄の未然防止、水田機能の維持に努めています。

今後も粗飼料自給率100%を目指して、WCS用稲の栽培面積を増加させていく計画です。



22年産作付けに向けた支援策について

水田等有効活用促進交付金

大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米を平成20年産よりも作付拡大した場合、拡大面積に応じて助成金が交付されます。

助成対象作物と毎年の助成単価(水田表作)

単位：円/10a

助成対象作物	面積払	水田経営所得安定対策 固定払相当額助成
大豆	35,000	20,000
小麦	35,000	27,000
飼料作物	35,000(+13,000)	—
米粉・飼料用米	55,000	—

■助成を受けるために必要な取組み■

- ・営農計画書を提出する
- ・生産調整実施者となる
- ・対象作物の作付面積を平成20年産よりも拡大する
- ・需要者との播種前契約等を締結する
- ・低コスト生産を実施する
- ・捨て作りをしない

(注)

- ・麦は平成22年産から対象。
- ・飼料作物は、稲WCSを含む。
- ・水田経営所得安定対策固定払相当の助成対象者は、水田経営所得安定対策の加入者
- ・飼料作物の13,000円/10aは、耕畜連携水田活用対策事業の助成金(上限)
- ・米粉・飼料用米の単価のうち5,000円/10aは、低コスト技術取組みに対する加算。
- ・大豆には、単収向上加算がある(単収180kg/10a以上の場合、3,000円/60kgを加算)。